

## 議第48号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第7条から第9条までを3条ずつ繰り下げる。

第6条中「別表第6」を「別表第9」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「別表第5」を「別表第8」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「別表第4」を「別表第7」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「別表第3」を「別表第5」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第6条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（別表第6において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

第2条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(砂利採取法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第4条 砂利採取法（別表第4において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

第1条の次に次の1条を加える。

(採石法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第2条 採石法（別表第2において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第6中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第9とする。

別表第5中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部

分中	を	「	A		「	A	B		に、「B」を「C」に改め、
		18,000 <sup>円</sup>	18,000 <sup>円</sup>	22,000 <sup>円</sup>					
		34,000	34,000	48,000					
		55,000	55,000	77,000					
		98,000	98,000	137,000					
		18,000	18,000	29,000					
		34,000	34,000	67,000					
		55,000	55,000	107,000					
		98,000	98,000	204,000					
		171,000	171,000	338,000					
		296,000	296,000	508,000					
		547,000	547,000	924,000					
		773,000	773,000	1,257,000					
		928,000	928,000	1,526,000					
		6,100	6,100	6,100					
		6,100	6,100	6,100					
」	」								

同表備考2中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の右に「(以下「住宅品確法」という。)」を、「認めた住宅」の右に「(以下「技術的審査適合住宅」という。)」を、「Bの欄」の右に「は、あらかじめ住宅品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1346号)別表1に掲げる断熱等性能等級の表示があるものに限る。))の交付を受けた住宅(以下「住宅性能評価書交付住宅」という。))について、Cの欄」を加え、同備考3中「応じ同項」を「応じ、同時に申請が行われた全ての住戸が技術的審査適合住宅である場合にあっては同項Aの欄に掲げる額、同時に申請が行われた全ての住戸が技術的審査適合住宅又は住宅性能評価書交付住宅のいずれかである場合にあっては同項Bの欄に掲げる額、その他の場合にあっては同項Cの欄」を加え、同表を別表第8とする。

別表第4中「第4条関係」を「第7条関係」に改め、同表を別表第7とする。

別表第3中「第3条関係」を「第5条関係」に改め、同表を別表第5とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第6(第6条関係)

区	分	手数料 (1件につき)
	法第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例に関する許可の申請に対する審査	160,000円

別表第2中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同表を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4(第4条関係)

区	分	手数料 (1件につき)
(1)	法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	36,000円
(2)	法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	16,000

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第2条関係)

	区 分	手 数 料 (1件につき)
(1)	法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	52,000 <sup>円</sup>
(2)	法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	33,000

第2条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第8条中「別表第8」を「別表第7」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「別表第9」を「別表第8」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1(3)の項、(4)の項及び(5)の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表(6)の項中「第7条の3第2項本文」を「第7条の3第1項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表(7)の項中「承認、」を削り、「第7条の6第1項第1号」の右に「若しくは第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「の承認」を「の認定」に改め、同表備考2(1)中「及び」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考2(2)中「場合(」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考2(3)及び(4)中「建築物を」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考4を次のように改める。

- 4 (1)の項にかかわらず、同項の申請又は通知に係る建築物の計画の審査において、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が、当該計画が同項ただし書又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定構造計算基準等適合審査」という。)を行う場合の手数料は、(1)の項に掲げる建築物の区分に応じ、同項に掲げる額(5の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)に特定

構造計算基準等適合審査が必要な1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 建築物の床面積（法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事による特定構造計算基準等適合審査を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合にあっては、当該建築物の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積とする。(2)から(7)までの建築物の床面積において同じ。）が200平方メートル以下のもの  
117,100円
- (2) 建築物の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 140,000円
- (3) 建築物の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 162,800円
- (4) 建築物の床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 185,700円
- (5) 建築物の床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 221,900円
- (6) 建築物の床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 294,700円
- (7) 建築物の床面積が50,000平方メートルを超えるもの 541,300円

別表第1備考7(1)中「場合( )」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考7(2)中「建築物を」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考

8(1)中「場合(」の右に「同一敷地内において」を加え、同備考8(2)中「建築物を」の右に「同一敷地内において」を加える。

別表第7を削る。

別表第8中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同表備考5(2)中「当該申出」の右に「に係る審査において建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等適合審査を行うときは、当該申出」を加え、「建築基準法」を「同法」に、「構造計算適合性判定が必要となる」を「特定構造計算基準等適合審査を行う」に改め、「同表備考4(1)又は(2)に掲げる額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した」を削り、同表を別表第7とする。

別表第9中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考5(2)中「当該申出」の右に「に係る審査において建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等適合審査を行うときは、当該申出」を加え、「建築基準法」を「同法」に、「構造計算適合性判定が必要となる」を「特定構造計算基準等適合審査を行う」に改め、「同表備考4(1)又は(2)に掲げる額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した」を削り、同表を別表第8とする。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法等に基づく事務に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。